

令和6年第3回東串良町農業委員会
会議録

日時：令和6年3月25日（月）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和6年第3回東串良町農業委員会会議録

招集年月日	令和6年3月25日						
招集場所	東串良町役場委員会室（3階）						
開催の日時及び宣言	開会	令和6年3月25日 午前10時00分				議長	大村 教男
	閉会	令和6年3月25日 午前10時48分				議長	大村 教男
農業委員	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	
出席数 名 欠席数 名	○	1	吉ヶ崎 弘一	○	5	鶴丸 千尋	
	○	2	松留 立美	○	6	木佐貫 一孝	
	○	3	稲村 照隆	○	7	櫻木 孝二	
	○	4	大村 教男	○	8	内村 初子	
出席○ 欠席×	○	4	大村 教男	○	8	内村 初子	
最適化推進 委員	○		有留 幸路	○		松元 友信	
	○		中村 春樹	○		杉木 秀幸	
	○		福岡 みどり	○		松留 和江	
	○		村吉 博美	○		谷口 憲三	
出席数 名							
会議録署名委員	3番	稲村 照隆		5番	鶴丸 千尋		
出席した事務局職員	局長, 次長	上野 勝志 駿河崎 哲郎		書記	宮之前 博一・出水翔太 若松 雄一・児玉 隆男		
会議に付した事項	<p>日程第1 議案第16号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について</p> <p>日程第2 議案第17号 農地中間管理事業農用地利用集積計画について</p> <p>日程第3 議案第18号 農用地利用集積等促進計画案についての意見について</p> <p>日程第4 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第5 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について</p> <p>議案第6 議案第21号 再生困難と判断された農地の非農地判断について</p> <p>日程第7 議案第22号 農地のあっせん委員の選任について</p>						

開会 午前10時00分

議長

皆さんおはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

出席者16名で、定数に達しておりますので、東串良町農業委員会、令和6年度第3回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に3番稲村委員と5番鶴丸委員をお願いいたします。

ここで諸般の報告をいたします。

農地法第3条による賃借の合意解約は1件3筆ありました。

つきましては総会資料の最後の方に添付してありますので、後でお目通しをお願いします。

それではただいまから議事に入りたいと思います発言される方は、必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

それでは、日程第1、議案第16号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題といたします。

今回申請がなされたのは所有権が1件賃借権が26件となっております。

それでは事務事務局の説明をお願いしたいところでありますが、資料5ページ、賃借権設定の29番については、貸人が〇〇委員となっておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。

東串良町農業委員会規則第25条によって、〇〇委員は質疑の間、退席をお願いいたします。

それでは事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは説明いたします。

資料5ページをご覧ください。

賃借権設定の29番貸し人は〇〇の〇〇さん、借り人は〇〇の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通りで、更新10年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

以上で説明をさせていただきます。

議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ないですか。

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

委員

異議なしの声あり

議長

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

それでは、質疑が終了しましたので、〇〇委員の入室を認めます。

それでは、引き続き事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは引き続き

説明いたします資料1ページをご覧ください。

所有権移転の11番、譲渡人は〇〇の〇〇さん譲受人は〇〇の〇〇さん申請地は、議案書に記載されている通りで、売買による所有権の移転でございます。

資料2ページをお開きください。

賃借権設定の23番貸人は〇〇の〇〇さん、借人は〇〇の〇〇さん。

申請地は、議案書に記載されている通りで、更新5年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続のうちのため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に、24番、貸人は〇〇の〇〇さん借人は、〇〇の〇〇さん申請地は、議案書に記載されている通りで、更新5年の利用権設定でございます。

資料3ページをお開きください。

次に、25番貸人は〇〇の〇〇さん、借人は〇〇の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通りで新規5年の利用権設定でございます。

次に、26番貸人は〇〇の〇〇さん、借人は〇〇の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通りで、新規5年の利用権設定でございます。

資料4ページをお開きください。

次に、27番貸人は〇〇の〇〇さん、借人は〇〇の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通り新規5年の利用権設定でございます。

次に、28番貸人は〇〇の〇〇さん、借人は〇〇の〇〇さん申請地は、議案書に記載されている通り新規5年の利用権設定でございます。

資料5ページをご覧ください。

29番につきましては、先ほど説明させていただきましたので省略させていただきます。

次に、30番貸人は〇〇の〇〇さん、借人は〇〇の〇〇さん申請地は、議案書に記載されている通り、新規10年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

資料6ページをお開きください。

次に、31番貸人は、〇〇の〇〇さん、仮人は〇〇の〇〇さん申請地は、議案書に記載されている通り新規10年の利用権設定でございます。

次に、32番貸人は〇〇の〇〇さん、借人は〇〇の〇〇さん。

申請地は、議案書に記載されている通り更新10年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

資料7ページをご覧ください。

次に33番貸人は〇〇の〇〇さん、貸人は〇〇の〇〇さん申請地は、議案書に記載されている通り更新10年の利用権設定でございます。

次に、34番貸人は〇〇の〇〇さん、借人は〇〇の〇〇さん申請地は議案書に記載されているとおりで、新規10年の利用権設定でございます。

資料8ページをご覧ください。

次に35番貸人は、〇〇の〇〇さん、仮人は〇〇の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り新規3年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のために相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に36番、貸人は〇〇の〇〇さん、仮人は〇〇の〇〇さん申請地は、議案書に記載されている通り新規3年の利用権設定でございます。

資料9ページをお開きください。

次に、37番貸人は〇〇の〇〇さん借り人は、〇〇の〇〇さん申請地は議案書に記載されている通りで、更新10年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に38番、貸人は〇〇の〇〇さん、借人は〇〇の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規3年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

資料10ページをお開きください。

次に39番貸人は川西の〇〇さん、借人は、〇〇の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通りで、更新5年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり未相続農地であり、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

以上となります。

次に40番、貸人は〇〇の〇〇さん、借人は〇〇の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通りで、更新5年の利用権設定でございます。

資料11ページをご覧ください。

次に、41番貸人は〇〇の〇〇さん、借人は〇〇の〇〇さん、申請地は議案書に記載させ、記載されている通り更新5年の利用決定でございます。

次に42番貸人は〇〇の〇〇さん、仮人は〇〇の〇〇さん申請地は、議案書に記載されているとおりで新規5年の利用権設定でございます。

資料12ページをご覧ください。

次に43番貸人は〇〇の〇〇さん、借人は、〇〇の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通りで、新規10年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に、44番貸人は〇〇の〇〇さん、借人は〇〇の〇〇さん。申請地は、議案書に記載されている通りで、新規5年の利用権設定でございます。

資料13ページをお開きください。

次に、45番貸人は〇〇の〇〇さん、借人は〇〇の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通りで、更新5年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に46番、貸人は〇〇の〇〇さん、借人は〇〇の〇〇さん。

申請地は、議案書に記載されている通りで、新規5年の利用権設定でございます。

資料14ページをお開きください。

次に47番貸人は、〇〇の〇〇さん、借り人は〇〇の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで新規5年の利用権設定でございます。

次に48番、貸人は〇〇の〇〇さん、借人は〇〇の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通りで、更新10年の利用権設定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

委員

なし

質疑を終結いたします。

議長

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

委員

異議なし

議長

異議なしと認めます。

よって、日程第1議案第16号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について、原案通り承認することに決しました。

次に、日程第2議案第17号農地中間管理事業農用地利用集積計画についてを議題といたします。

それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは説明いたします。

資料15ページから17ページをご覧ください。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、賃借権が2件9筆、使用賃借権が13件27筆、面積が2万7065㎡となっており、鹿児島県農地中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。

以上で説明を終わらせていただきます。

すいません。

ちょっと修正させてください。賃借権が2件9筆、面積が4879㎡、使用賃借権が13件27筆、面積が27,065㎡で合計で総面積が27,065㎡となっており、鹿児島県農地中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員

なし

議長

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

委員

異議なし

議長

異議なしと認めます。

よって、日程第2議案第17号、農地中間管理事業農用地利用集積計画について、原案通り承認することに決しました。

次に、日程第3議案第18号農用地利用集積

促進計画案についての意見について議題といたします。

今回の農用地利用集積等促進計画案については、賃借権が12件、使用賃借権が3件あります。

それでは事務局の説明をお願いしたいところでありますが、資料18ページ、賃借権設定の3番から、8番にかけては、受け手が〇〇さんとなっておりますので、先に質疑を行わせていただきますと思います。

東串良町農業委員会会議規則第25条によって、〇〇委員は質疑の間、退席をお願いいたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは説明いたします。

資料18ページをご覧ください。

賃借権の3番、受け手は〇〇の〇〇さん、出し手は〇〇の〇〇さん、新規の契約で、期間は10年間となっております。

次に4番、受け手は〇〇の〇〇さん、出し手は〇〇の〇〇さん、新規の契約で、期間は10年間となっております。

次に、5番受け手は〇〇の〇〇さん出し手は〇〇の〇〇さん、新規の契約で、期間は10年間以下となっております。

次に6番受け手は〇〇の〇〇さん出し手は〇〇の〇〇さん、新規の契約で、期間は10年間となっております。

次に7番受け手は〇〇の〇〇さん出し手は〇〇の〇〇さん、新規の契約で期間は10年間となっております。

次に8番受けては〇〇の〇〇さん出し手は〇〇の〇〇さん。

新規の契約で、期間は10年間となっております。

以上で説明を終わります。

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

委員

なし

議長

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

委員

異議なし

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

それでは質疑を終了したので、〇〇委員の入室を認めます。

議 長

それでは、引き続き事務局の説明をお願いいたします。

それでは説明いたします。

資料18ページをご覧ください。

賃借権の1番受け手は〇〇の〇〇さん、出し手は〇〇の〇〇さん、新規の契約で、期間は10年間となっています。

次に2番受け手は〇〇の〇〇さん出し手は〇〇の〇〇さん、新規の契約で、期間は10年間となっています。

3番から8番にかけては先ほど説明させていただきましたので省略させていただきます。

続いて資料19ページをご覧ください。

次に9番受け手は〇〇の〇〇さん、出しては〇〇の〇〇さん新規の契約で、期間は5年間となっています。

次に10番受け手は〇〇の〇〇さん出し手は、〇〇の〇〇さん、新規の契約で期間は5年間となっています。

次に11番、受け手は〇〇の〇〇さん出し手は〇〇の〇〇さん新規の契約で、期間は5年間となっています。

次に12番、受け手は〇〇の〇〇さん、出し手は〇〇の〇〇さん、新規の契約で、期間は5年間となっています。

続いて資料の20ページをご覧ください。

使用貸借権の1番受け手は〇〇の〇〇さん、出し手は〇〇の〇〇さん、新規の契約で、期間は10年間となっています。

次に2番目受け手は〇〇の〇〇さん、出し手は〇〇の〇〇さん新規の契約で、期間は5年間となっています。

次に3番受け手は〇〇の〇〇さん、出し手は〇〇の〇〇さん、新規の契約で期間は5年間となっています。

以上で説明をさせていただきます。

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員

なしの声あり

議長

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

委員

異議なしの声あり

議長

異議なしと認めます。

よって、日程第3議案18号農用地利用集積等総合支援計画案についての意見については原案通り承認することに決しました。

次に、第4議案第19号農地法第3条の規定により許可申請についてを議題といたします。

今回申請がなされたのは所有権移転が8件であります。

このうち21ページに記載のある所有権移転の申請番号5番については、

現地調査を行っておりますので、先に報告を行わせていただきたいと思います。

それでは最初に所有権移転の5番について中村委員に現地調査報告をお願いいたします。

中村委員

はい、それでは報告させていただきます。

令和6年3月11日火曜日に農地法第3条に関わる現地調査を私と木佐貫委員と事務局の計5名で行い行いました。

なお、関係者として農地の譲受人である〇〇さんが出席されました。

今回の申請は、鹿屋市〇〇町在住の譲受人が交換により取得するものであり、作付予定作物は、WCS稲となっております。

交換地はすぐ近くの〇〇町の原野です。

譲受人の農作業の経験は50年以上で、農業への意欲及び、

従事日数、農機具等も農地法第3条の許可基準を上回っております。

なお、譲受人の住所は、〇〇町であり、通作に関しても、近くで問題はないものと思われま

さらに農作業をする際には、周囲の農地への悪い影響が出ないように十分に気をつけるとのことでありましたので、農地法第3条による許可を出しても、問題はないものと思われま

す。

以上で報告を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

それでは質疑に入ります。

質疑ありませんか。

委 員

なしの声あり

議 長

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

委 員

異議なしの声あり

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

それでは引き続き、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは説明いたします。

資料21ページをお開きください。

所有権移転の6番、譲渡人は、川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん。

申請地は議案書に記載されている通りで、贈与による所有権移転でございます。

次に、22ページお開きください。

次に7番譲渡人は川東の〇〇さん。

譲受人は川東の〇〇さん。

申請地は、議案書に記載されている通りで、贈与による所有権移転でございます。

次に8番、譲渡人は鹿屋市の〇〇さん、譲受人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通りで、売買による所有権移転でございます。

次に23ページをお開きください。

次に9番譲渡人は岩弘の〇〇、譲受人は岩弘の〇〇さん

申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権移転でございます。

次に10番譲渡人は鹿屋市の〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通りで、贈与による所有権移転でございます。

次に24ページをお開きください。

次に11番、譲渡人は、大阪府の〇〇さん、譲受人は池之原の〇〇さん申請地は、議案書に記載されている通りで、売買による所有権移転でございます。

次に、12番譲渡人は、横浜市の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん申請地は、議案書に記載されている通りで、増与による所有権移転でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

委 員

なしの声あり

議 長

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

委 員

異議なしの声あり

議 長

異議なしと認めます。

よって日程第4議案第19号農地法第3条の規定による許可申請については、原案通り承認することに決しました。

次に、日程第5議案第20号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請についてを議題といたします。

今回は所有権移転の申請が1件あります。

それでは資料25ページの〇〇さんからの転用申請について、現地調査を行っておりますので、その報告を稲村委員によりしくお願いいたします。

稲村委員

それでは報告させていただきます。

令和6年3月19日火曜日に転用に関わる現地調査を私と有留委員事務局2名の計4名で行いました。

また、関係者として、申請人の父親の〇〇さんが出席されました。

申請地は農地区分

としましては、農用地区域外農地に該当しますが、農地の広がり10ヘクタール以上あることから、第1種農地に該当すると思われます。

第1種農地は原則として転用は許可されませんが、今回の申請は申請人が申請地に、一般住宅を新築するもので、申請地の周辺は住宅が連単していることから、不許可の例外である「集落接続施設」に該当すると思われます。

代替地の検討もされましたが、金額の折り合いもつかないため、申請地への申請は、やむを得ないものと思われます。

費用については融資により賄う予定であるとのこと。

転用する面積は816㎡のうち、495㎡になります。

周囲の状況などを考えましても、特に問題はないものと思われます。

また、残地の291㎡については、申請人の父親が購入し、隣接の農地とともに工作する予定とのことで、袋地にはならないと思われます。

申請人は、他の転用の許可が下りた場合、周囲への被害のかからないように、被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意をもって対応するとしており、特に問題はないものと思います。

議 長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

委 員

なしの声あり

議 長

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認、承認することに異議ありませんか。

委員

異議なしの声あり

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案通り承認することに決しました。

よって日程第5議案第20号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、原案通り承認することに決しました。

次に、日程第6議案第21号再生困難と判断された農地の非農地判断についてを議題といたします。

それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは私の方で説明させていただきます。

資料26ページをお開きください。

議案第21号に記載のある農地に関しては、荒廃具合から農地の復元が難しいと判断された農地であります。

これらの農地については非農地判断を行い、農地から除外することはやむを得ないことと思われま

す。詳細につきましては、3月19日の非農地に係る現地調査を行った際に審議しておりますので、省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

事務局

すいません、補足を。

3月19日にですね、他2筆豊栄の〇〇さんのところの農地を見ていただいたんですけども、そこは以前転用が申請された農地でございます

で、農地台帳から削除されておりましたので、今回一筆ですね。

池之原の〇〇番地ですね。

しんさん畑の〇〇さんの裏の方ですね。

その農地が山林化してるということで、今回、検討していただいております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

委 員

なしの声あり

議 長

質疑を終結いたします。
本案は原案通り
承認することに異議ありませんか。

委 員

異議なしの声あり

事務局

異議なしと認めます。
よって、日程第6、再生困難と判断された後の、非農地判断については原案通り承認することに決しました。
次に日程第7議案第22号の農地あっせん委員の選任についてを議題といたします。
今回は売買・賃借を求める申し出が2件、賃借を求める申し入れが2件あります。
本案につきまして、事務局の説明後、あっせん委員を選任したいと思います。
どのような方法で選任したらよろしいでしょうか？

委員

事務局一任。

議長

事務局一任という声がありましたので、まず事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、〇〇さんからの農地あっせん申し出について説明させていただきます。資料27ページおよび28ページをお開きください。

申請地およびその周辺につきましては、資料27ページおよび28ページの図面に記載されているようになっております。

面積は2筆、合計1,527㎡となっております。

また、図面には周辺農地の耕作者を記載されておりますので、集約を進めるためにも、隣接する農地の耕作者に優先的に話を進めていただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議の方よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

それでは事務局一任という声がありましたので、農地のあっせん委員につきましては、松留立美委員と松留和江委員を指名いたします。委員長は、松留立美委員をお願いいたします。

引き続き事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは引き続き〇〇さんのからの農地あっせん申し出について説明させていただきます。

資料29ページをご覧ください。

申請地およびその周辺につきましては、資料29ページの図面に記載されている通りになります。

面積は一筆485㎡です。

また、農地への進入路となる宅地も同時に売却したいとのことでした。

図面には周辺農地の耕作者を記載させ、耕作者が記載されておりますので、集約を進めるためにも、隣接する農地の耕作者に優先的に話を進めていただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議の方よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

それでは事務局一任という声がありましたので、農地のあっせん員につきましては、木佐貫委員と、中村委員を指名いたします。

委員長は木佐貫委員委員をお願いいたします。

引き続き、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは引き続き〇〇さんの農地あっせん申し出について説明させていただきます。

資料30ページをご覧ください。

申請地およびその周辺につきましては、資料30ページの図面に記載されているとおりになります。

面積は一筆、10,146㎡のうち6,940㎡です。

また図面には、周辺農地の耕作者が記載されておりますので、集約を進めるためにも隣接するうちの耕作者に優先的に進めていただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議の方よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

それでは事務局一任という声がありましたので、農地のあっせん委員につきましては、中村委員と木佐貫委員を指名いたします。

委員長は中村委員をお願いいたします。

引き続き事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは〇〇さんからの農地あっせん申し出について説明させていただきます。

資料31ページおよび32ページをご覧ください。

申請地およびその周辺につきましては、資料31ページおよび32ページに記載されているとおりになります。

面積は2筆、1,850㎡です。

また、図面には周辺農地の耕作者を耕作を者記載されておりますので、集約を進めるためにも隣接する農地の耕作者に優先的に話を進めていただきますようお願いいたします。

以上で説明をさせていただきます。

ご審議の方よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

それでは事務局一任という声がありましたので、農地のあっせんにつきましては、福岡委員と村吉委員を指名いたします。

委員長は福岡委員にお願いしたいと思います。

引き続き事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは引き続き、〇〇さんの農地あっせん申し出について説明させていただきます資料33ページをお開きください。

申請地およびその周辺につきましては、資料33ページに記載されているとおりになります。面積は1筆、1,266㎡です。

また図面には、周辺農地の耕作者を記載されておりますので集約を進めるためにも、隣接する農地の耕作者に優先的な話を進めていただきますようお願いいたします。

以上で説明をしていただきます。

ご審議の方よろしく願います。

議 長

ありがとうございました。

それでは事務局一任という声がありましたので、農地のあっせんにつきましては、松留和江委員と吉ヶ崎委員を、指名いたします。

委員長は松留和江委員をお願いいたします。

よって日程第7議案第22号の農地やあっせん員の選任については、ただいま指名いたしました方々をお願いすることに決しました。

その他に入りたいと思います。

事務局から意見

4月の予定を申し上げます。

4月の現地調査が19日、金曜日でございます。

現地調査が19日金曜日です。

定例総会におきましては25日木曜日

4月総会分の締め切りが3月29日金曜日となっております。

以上でございます。

他に何もありませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日の議案は全て終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会、令和6年第3回定例総会を閉会いたします。

閉会 午前10時48分